

令和2年2月18日

## 美容治療施行に際しての新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

公益社団法人日本美容医療協会

### [序文]

新型コロナウイルスの感染が蔓延している状況において、我々にとってはいかに感染拡大リスクから患者と医療者を守るかが大きな問題です。日本美容医療協会ではパンデミックの当初より安全に美容医療を行う方法について模索して参りましたが、感染収束の出口が見えない中、不急の医療と言われる美容医療を行うことの是非についても様々な議論がありました。

そのような事態の中、2月17日に特定の医療者に対するワクチン接種が開始され、この長い夜も漸く暁明が期待できるようになりました。しかしワクチン接種が先行している米国や英国でも未だ多くの新規感染者が発生していることから、わが国でもワクチン接種が開始されても当面の間は感染拡大の懸念が払拭されるわけではありません。

そこで日本美容医療協会では専門家のご意見を反映しつつ、現実的に美容医療を行うことが出来るガイドラインを策定しました。これは新型コロナウイルスの感染リスクを完全になくすものではありません。しかし我々医療者が最低限守るべき指標であると考えます。ガイドラインを守りつつ事業の継続を行うこともまた医療従事者の生活を守るためには大切なことと考えます。

協会会員の先生方におかれましては是非ガイドラインをご一読いただき、ご自身の施設で既に行われている項目があれば□にレを入れてください。そして25項目のチェックポイントのうち22項目以上チェックが入っていれば、「日本美容医療協会策定 新型コロナウイルス感染対策実施医療機関」として認定しますので、協会 HP よりポスターをダウンロード・印刷して院内に掲示していただき、患者様の安心につなげていただきたいと思います。

またこのガイドラインは日本美容医療協会の会員以外の施設でも利用可能です。美容医療従事者には広く感染のリスクについて認識していただき、普く感染拡大の努力を行っていただいという願いを込め、会員非会員の枠組みを超えて使用していただきたいと思います。

全ての人の美と健康のために。

日本美容医療協会

---

局所麻酔下または静脈麻酔下、硬膜外麻酔下の美容治療施行に際しては、下記について遵守することが望ましい。ここでいう「治療」には、投薬以外のすべての治療—手術、観血的処置、非観血的処置—が含まれる。また、「検討」としている箇所については、各施設において総合的見地から判断することが望ましい。なお、全身麻酔下の治療は、このガイドラインの対象としていない。

### 1 一般的感染対策

施設内の感染対策については、日本感染環境学会の「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第3版」を遵守することが望ましい。

<http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?contfent id=355>

- アルコールを用いた手指洗浄(エタノール60~90%、またはイソプロパノール70%)を行う
- 全ての職員が常時マスクを着用する

- 患者の治療に直接あたる医療従事者は診察時にマスクに加えてアイシールドまたはゴーグルを着用する
- 会計など非医療従事者と患者の間には、透明のカーテンやついたてなどを設置し飛沫が接触しないなどの措置をとる
- 待合室におけるソーシャルディスタンスを十分確保する
- 定期的に換気を行う(1時間に5分以上)。あるいは HEPA フィルターを用いた常時換気を行う。

## 2 患者選択

美容医療は治療の緊急性が乏しいため、コロナウィルスに感染している可能性のある状態での治療は避けるべく、下記の点に注意を払う。

- 発熱(37.5℃以上)、咳、全身倦怠、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚異常、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などコロナウィルス感染の可能性を示唆する症状がある患者は治療を待機する。
- 過去2週間において上記の症状がないか確認する。
- 厚生労働省推奨の接触確認アプリのインストールを奨励し、過去2週間陽性者との接触の有無を確認する。

## 3 治療部位による感染拡大リスク分類

### (1) 治療内容

- ① 治療部位による分類
  - a 鼻腔内・口腔内
  - b 頭部・顔面・頸部
    - i マスクを着用できない部位(口唇、外鼻など)
    - ii マスクを着用できる部位
  - c 体幹・四肢
- ② 使用機器による分類
  - a ドリル類(パー、ソーも含む)、電気メス類(モノポーラ、バイポーラ、エナジーデバイスなど)、レーザー(炭酸ガスレーザー、エルビウムヤグレーザー、Q スイッチレーザーなど)を使用
  - b これらを使用しない

表 治療部位と使用機器による分類

	鼻腔内・口腔内	頭部・顔面・頸部	体幹・四肢

		マスク着用が不可能	マスク着用が可能	
ドリル類、電気メス類、レーザーを使用	A1	A1	A2	B
上記を使用しない	A2	A2	B	C

- A1/A2 リスク高
- B リスク中
- C リスク低

上記のリスクを鑑み、以下の点に注意を払う。

- 1) ドリル類、電気メス類、アブレイティブレーザーを使用する際は、エアロゾルやサージカルスモークを吸引する機器類を使用することが望ましい。
- 2) 手術及び観血的処置の際は、術野の血液を吸引する機器類を使用することが望ましい。
- 3) 合併症発生時についての考慮  
治療による合併症が発生した場合、他施設による受入れが困難になると考えられる。重篤な合併症を生じるリスクがある治療法については、治療の方法および必要性に関して十分な検討を要する。
- 4) 治療に必要な部位以外は、可能な限り被覆する。
- 5) 感染性廃棄物の適正処理を徹底する。
- 6) 治療後の通院回数が最低限度になるように配慮する。

上記6項目中 A1は6項目、A2は5項目、B、Cは4項目以上遵守する

(2) 治療室

- 入口付近に手指衛生用の消毒機器等を設置する。
- 治療に必要な最小限の人数だけが入室するように努める。
- 共通使用機器類を患者が代わるごとに消毒する。
- 患者プライバシーの保護やレーザー使用時の安全対策に配慮しながら、室内を十分に換気する。

(3) 医療従事者

- 手術・観血的処置時  
手術用マスク、キャップ、手術用ガウン、手術用グローブ、フェイスシールドまたはゴーグルを着用する。
- 非観血的処置時  
処置用マスク、キャップ、処置用グローブ、フェイスシールドまたはゴーグルを着用する。
- 手術用グローブは患者が代わるごとに交換する。その他も汚染時には交換する。

- 治療室内では、専用のシューズを履くことが望ましい。
  - 原則として、治療内容によらず直前に手術用の手洗いを行う。
  - 治療後も、手洗いまたはアルコールによる手指消毒を行う。
- (4) 患者
- 手術・観血的処置時  
処置用マスク、キャップを着用する。手術衣を着用することが望ましい。
  - 非観血的処置時  
マスク(持参のもので可)、キャップを着用する。
  - 治療室内では、専用のシューズを履くことが望ましい。
  - 治療室入室時に手指を消毒する。

#### 4 感染発覚時の対応

- 医療従事者や患者の新型コロナウイルス感染が発覚したとき、または疑われるときは、速やかに管轄当局に連絡し、その指示に従う。

上記25項目中22個以上チェックが入ったものに対して下記のガイドライン遵守宣言章を交付する